

和歌山県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカわな捕獲）

令和 7 年 6 月 19 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1 背景及び目的

和歌山県におけるニホンジカによる農業被害額は令和 5 年度時点で年間約 5,400 万円であり、生息域も県南部の山間部から海岸部、さらには県北部にまで広がり、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

県では、平成 20 年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「保護管理計画」を策定、また平成 27 年 5 月の改正鳥獣保護法施行に伴い、保護管理計画を「第二種特定鳥獣管理計画」に改め、生息数の減少及び農林業被害の軽減に取り組んでいる。

県内のニホンジカの生息数は令和 2 年度時点で約 65,100 頭以上と推測され、前回策定時平成 26 年度の推定生息数約 58,600 頭から 6,500 頭余り増加している。

このため、令和 4 年度改定の第二種特定鳥獣管理計画では、前回計画を上回る年間 19,000 頭以上の捕獲を実施し、生息数を令和 12 年度に約 32,000 頭にまで減少させることを目標としている。

県内の捕獲数は、平成 29 年の約 17,700 頭を境にその後増加していないことから、目標の達成には対策の継続・強化が必要である。このため、更なる捕獲強化を行うにあたり県主体による「指定管理鳥獣対策事業」にて、県が開発した新型捕獲わな等による捕獲を実施するとともに、新型捕獲わなの特長であるニホンジカの警戒心が薄れることによる継続した捕獲の可能性と知見の収集、対策の有効性を検証する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
紀の川市区域	令和 7 年 6 月 19 日 ～令和 8 年 3 月 31 日
九度山町区域	(うち、捕獲作業を行う期間) 令和 7 年 8 月 1 日 ～令和 8 年 2 月 28 日
新宮市区域	令和 7 年 6 月 19 日 ～令和 8 年 3 月 31 日
那智勝浦町区域	(うち、捕獲作業を行う期間) 令和 7 年 8 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日
湯浅町区域（3 地区）	(うち、捕獲作業を行う期間) 令和 7 年 8 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
紀の川市区域	紀の川市桃山町野田原	従来からニホンジカ生息密度の高い又は近年生息頭数が増加傾向であり、併せて農林業被害及び生態系への影響が深刻な地域になっている。	鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
九度山町区域	九度山町丹生川		
新宮市区域	新宮市佐野		
那智勝浦町区域	那智勝浦町高津気		
湯浅町区域 (3 カ所)	湯浅町山田	このため、これらの地域で、捕獲効果を上げるために短期かつ集中的な捕獲により、地域でのシカ生息密度の低減と、農林業被害の軽減が期待できる。	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
紀の川市区域	捕獲数 10 頭
九度山町区域	捕獲数 10 頭
新宮市区域	捕獲数 10 頭
那智勝浦町区域	捕獲数 10 頭
湯浅町区域 (3 カ所)	捕獲数 30 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
紀の川市区域		
九度山町区域	囲いわな もぐり込み式ゲート	2 名程度 / 回 10 回程度 / 区域
新宮市区域		
那智勝浦町区域		
湯浅町区域 (3 カ所)	ネット式囲いわな	

②作業手順

・関係者との調整

利害関係者からの意見聴取を行うとともに、囲いわな設置場所の土地所有者に対しては、事前に説明のうえ承諾を得る。

・捕獲等の実施

認定鳥獣捕獲等事業者に委託し、又は県が捕獲等を実施する。

・安全管理

受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。

①安全管理規程の遵守

②安全管理及び技能知識講習の実施

・捕獲個体の回収・処分

囲いわなでの捕獲中（餌付け期間を除く）は、原則1日1回以上見回りを実施する。

捕獲した個体は法令に従い適切に処理する（埋設等）。

・錯誤捕獲への対応

ニホンジカ以外の鳥獣を捕獲した場合は放棄する（例：ニホンカモシカ）

・捕獲情報の収集及び評価

受託者から、捕獲数、雌雄別、捕獲個体のサイズ（成幼獣別）、捕獲努力量、捕獲位置情報等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

（2）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

（3）夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①夜間銃猟をする必要性

②夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

実施主体：和歌山県

実施方法：委託又は直営

委託の範囲：ニホンジカの捕獲作業

委託先：認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

事業実施前にわな設置場所の土地所有者に対して説明を行い、承諾を得る。

また、囲いわな設置場所周辺に注意看板等を設置し、住民等に注意喚起を行う。

止め刺し時に銃器を使用する場合は、周囲の状況に十分注意する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

囲いわなの設置場所は民家付近を避ける。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、その他関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

従来から活動してきた狩猟者が存在する場合は、受託者と狩猟者等が十分に話し合いを行い、狩猟等の活動に支障をきたさないような配慮を行う。

生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。

国有林野で捕獲を実施する場合は、森林管理署へ入林届を提出する。

(3) 地域社会への配慮

必要に応じて本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。

地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発に努める。